

3. その他の調査

(1) 上位・関連計画

① 第一次霧島市総合計画・基本構想

第一次霧島市総合計画・基本構想は、計画期間を平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間として、平成 20 年 3 月に策定されています。以下に基本構想の概要を示します。

◆ 第一次霧島市総合計画・基本構想の概要

■ まちづくりの基本理念

「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

■ まちの将来像

「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」

■ 将来像を実現する7つの柱（政策）

1. 快適で魅力あるまちづくり

- 地域性を活かし、生活基盤の充実及び地域情報化の推進を図ります。
- 移動を簡便にし、地域住民の交流を促すために交通体系の充実を図ります。
- 安心・安全な生活が送れるよう防災対策や交通安全・防犯活動の推進などを図ります。

2. 自然にやさしいまちづくり

- 貴重な自然と共生できるよう、循環型社会の形成を図ります。
- 地域美化活動の推進などを通じて身近な生活環境の向上を図ります。

3. 活力ある産業のまちづくり

- 地方の自立のため、企業誘致、人材育成、買い物しやすい環境づくりなどを推進します。

4. 育み磨きあうまちづくり

- 伝統文化の保存・継承に努め、地域性を活かした新しい文化の創造を目指します。
- 地域に根ざした特色ある学校づくりなど学校教育の充実を図ります。
- すべての世代が参加できる学習機会の拡大を図ります。
- スポーツ、芸術文化の振興や青少年の健全育成を推進します。

5. たすけあい支えあうまちづくり

- 市民が安心していきいきと暮らせるように、地域福祉及び地域医療の充実を図ります。
- 生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を促進します。
- 食育の推進などを通じて市民の健康づくりを推進します。
- 子育て環境の整備・充実を図り、医療、福祉、健康、子育てへの不安を解消します。

6. 共生・協働のまちづくり

- 市民と行政との協働による「市民参加によるまちづくり」をさらに推進します。
- 地域のリーダーの育成を図り、地域間・都市間交流を推進します。
- お互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の形成を促進します。

7. 新たな行政経営によるまちづくり

- 市民に開かれ、質の高い行政サービスの提供を行い、健全で自立した財政運営を推進します。
- 新しい行政経営システムを構築し、成果を重視した効果的・効率的な事業の推進を図ります。
- 議会において積極的な情報提供を図ります。

■ 前期5カ年の全庁横断課題（最重要課題）

「各々の地域が個性豊かに発展し、霧島市としての一体感を構築する」

○ 産業の発展の課題解決策

- ① 農・林・水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光業の振興
- ④ 雇用の促進

○ 快適な生活を送る上での課題解決策

- ① 生活基盤の充実
- ② 交通体系の充実
- ③ 子育て環境の充実
- ④ 市民参加によるまちづくりの推進

■ 将来人口の見通しと目標

社会経済情勢の変化に適切に対応し、産業基盤の強化による雇用の確保を推進するとともに、生活環境の整備や子育て支援の充実などを図り、人口増を目指すこととし、計画最終年度の平成 29 年の**目標人口を 130,000 人**と設定する。

②第一次霧島市国土利用計画

第一次霧島市国土利用計画は、本市の土地利用に関する基本的な方向を示したもので、計画の目標年次を平成 29 年とし、平成 21 年 3 月に策定されています。以下に市土地利用の基本構想の概要を示します。

◆ 第一次霧島市国土利用計画の概要

■ 基本理念

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①地域経済の基盤強化 | ②ゆとりや安らぎのある暮らしの確保 |
| ③安心・安全な暮らしの確保 | ④土地の有効活用・再利用の促進 |
| ⑤市民と行政の協働の促進 | |

■ 将来像

「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」

■ 基本方針

1. 世界へはばたく躍動する産業の確立
 - 広域交流の活発化を支えるアクセス道路や港湾の整備による高速交通体系との連携強化
 - 商業機能の集積による交流拠点の形成
 - 新たな企業誘致による都市としての競争力の強化
 - 農林業の活性化を促す生産基盤や流通ネットワークの強化
 - 豊かな自然と温泉・観光・歴史・文化が融合した交流拠点の形成
2. 次世代へ受け継ぐ豊かな自然や美しい景観との共生
 - 地域に溶け込む豊かで美しい緑やきれいな水の保全と環境に配慮した活用
 - 公共交通の利便性の向上による、温室効果ガス等の発生の抑制
3. 快適で魅力ある安心・安全な生活圏の形成
 - 交流が活発で、豊かなコミュニティが育まれる生活圏の形成
 - 安心して安全に暮らせる、災害に強い市土の形成
4. 地域特性を活かした秩序ある土地利用の促進
 - 低・未利用地の活用や再利用など土地の流動化の促進
 - 公共施設、空き住宅および空き店舗などの有効利用
 - 市街地周辺の無秩序な開発の抑制
5. 市民と行政の協働による適切な土地の維持管理
 - 市民の主体的な参加・協働による土地の維持管理
 - 土地の有効利用につながる施策の推進

■ 本計画に関連する利用区別の市土地利用の基本方向

1. 農用地
 - 優良農用地の保全と基盤整備による確保
 - 市街地内の農地の保全と調整
 - 耕作放棄地の有効利用と環境・防災・交流など多面的機能の発揮
2. 森林
 - 林業生産基盤の整備による林業資源の保全
 - 森林の公益的機能の発揮
 - 里山の保全と活用
3. 原野
 - 周辺地域の自然環境に十分配慮した適正な利用
4. 水面・河川・水路
 - 重要な水源としての保全
 - 親水空間の創出
5. その他
 - 公共公益施設の集約
 - 公園・緑地の効果的な整備

③国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■都市づくりの基本理念

「自然と歴史とテクノが織りなす県央中核都市」

■都市計画の基本方針

- 県央の中核都市としてのまちづくり
- 都市の質的充実を目指したまちづくり
- 安心・安全に暮らせるまちづくり
- 自然と人が共生するまちづくり

■本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 居住環境の改善又は維持：現行の用途地域や周辺地区において、都市基盤が未整備の中で宅地化が進行している地区は、道路や公園等の都市基盤施設の整備により、良好な居住環境へ改善を図る。また、計画的に整備され、戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については、緑化協定等の導入を検討する。
- 都市内の緑地又は都市の風致の維持：市街地内の良好な樹林地、境内林、緑地は身近な自然的環境とうるおいのある都市空間の形成のために、重要な役割を担っており、その維持に努める。
- 優良な農地との健全な調和：下場地域の集落周辺の農業基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 自然環境形成の観点から必要な保全：シラス台地上の樹林地は自然景観、保水機能による災害防止、生態系維持等において重要な役割を担っているため、その保全に努める。また、区域内を流下する河川の水質保全を図るため、水源地周辺及び上流域の自然環境の保全に努める。

②都市施設の整備に関する方針：

- 天降川、手籠川及び検校川等の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 区域全体：シラス台地上の樹林地や斜面緑地等については、防災・景観形成等の各機能を勘案し、地域の特性に応じて配置し、保全に努める。
- 北部及び東部：大気浄化や水源涵養のために大きな役割を担っており、今後もその保全に努める。
- 天降川河岸の緑地：良好な生態系や自然と触れあえる水辺空間を保有しており、今後もその保全に努める。
- 市街地内の緑地：寺社などの緑地は、良好な都市内緑地として保全に努める。

◇レクリエーション系統

- 区域全体：人口の増加、近年のレクリエーション需要の増大等に対応するため、市街地動向、土地利用形態等を勘案して公園緑地を適正に配置する。
- 上野原縄文の森：歴史的文化財などの資源を生かした新しい文化・レクリエーション活動の拠点となる施設の整備を進める。
- 国分運動公園：多様なスポーツ・レクリエーションの要求に応える施設として整備を推進してきたが、引き続き施設の機能充実に努める。
- 天降川水系：天降川を軸として、親水機能を生かした公園や散策路を整備することにより、市民のレクリエーション需要の対応に努める。
- 鹿児島湾岸：下井海岸は、国分海浜公園・ウォーターフロント公園として機能維持に努める。
- 城山公園・児童の森：総合公園として整備を行ってきた城山公園は、今後も多様なレクリエーション需要の動向を見据え、市民の憩いの場、遊びの場として整備充実に努める。

◇防災系統

- 区域全体：災害時における安全性の確保のため、避難地となる既存の公園・緑地の維持と災害・人口規模等を考慮し、新たな公園・緑地等のオープンスペースの確保を図る。

◇景観構成系統

- 区域全体：区域の市街地から望める山々は、四季折々の表情を見せ住民の貴重な財産であり、今後も斜面緑地や稜線の自然景観の保全に努める。
- 市街地：公園や寺社周辺の緑地を保全するとともに、地区の特性に応じ、宅地内の植栽や生垣等について、住民と一体となり緑豊かな街並み景観の創造を検討する。
- 下井海岸：下井海岸は、良好な海浜景観地として、その風致の維持に努める。

④溝辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■都市づくりの基本理念

「みどり豊かな鹿児島空港のまち」

■都市計画の基本方針

- “空港のまち”のいきいきした交流を育む都市づくり
- 定住を促す魅力的で住みよい都市づくり
- 農村のうるおいとまちのにぎわいが調和する都市づくり

■本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 都市内の緑地又は都市の風致の維持：原村地区及び論地地区の斜面緑地は、市街地内の良好な自然的環境として残されており、これらの緑地の保全に努める。
- 優良な農地との健全な調和：農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 自然環境形成の観点から必要な保全：市街地部分は台地上部にあり、その外側は崎森川、日木山川に向かって落ち込んでおり、この斜面地は森林として利用され、緑豊かな環境が形成されていることから、今後ともこれらの保全に努める。
- 計画的な都市的土地利用の実現：北原、石峯等の市街地以外の集落は、周辺森林や農地との調和を図りつつ、その居住環境の維持・改善を図る。

②都市施設の整備に関する方針：

- 本区域の崎森川、日木山川等の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 原村・論地地区：斜面樹林地は、市街地の緑地の核となるものであり、これらの緑地の保全を図る。
- 崎森川、日木山川沿い斜面緑地：市街地の台地から、崎森川、日木山川に向かって連なる斜面緑地は、本区域の緑の骨格を形成するものであり、その保全を図る。

◇レクリエーション系統

- 市街地全体：麓第一土地区画整理事業に合わせて街区公園等の整備を図るとともに、その他の市街地においても街区公園等の適正な配置を検討し、市街地の整備に合わせて整備を進める。
- 集落地区：未利用地等を活用した日常的に利用できる広場の整備を進める。

◇防災系統

- 区域全体：土砂災害を防止するため、保安林をはじめとして、斜面緑地の保全を図る。

◇景観構成系統

- 都市計画道路の道路緑化：都市計画道路の整備にあたって、花や樹木の植栽を進める。

⑤横川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■都市づくりの基本理念

「豊かに住み続けることのできるまちー横川」

■都市計画の基本方針

- 住みよい都市づくり
- 活気ある都市づくり
- 自然や歴史環境と調和した都市づくり

■本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 都市内の緑地又は都市の風致の維持：工業団地内の道路沿道の斜面緑地等の保全を図るとともに、適切な緑地の保全・育成に努める。また、市街地における歴史的建造物でもあるJR大隅横川駅と調和した駅前空間の景観育成を図る。
- 優良な農地との健全な調和：関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 災害防止の観点から必要な市街化の抑制：急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。
- 自然環境形成の観点から必要な保全：天降川、清水川は、水と緑の軸を形成する河川であり、河川及び河川沿いの緑地の保全を図る。

②都市施設の整備に関する方針：

- 天降川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 山岳丘陵地の溪流：天降川、清水川などの河川・溪流は、本地域の自然環境の特性を代表する生態系と景観を有しており、重要な観光資源ともなることから保全を図る。
- 区域全体：市街地は斜面緑地に取り囲まれており、これらの緑地を保全する。

◇レクリエーション系統

- 上ノ地区：丸岡公園を広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、環境の保全と再整備を図る。
- 中ノ地区：総合運動公園を住民の健康・交流拠点として位置づけ、その環境の保全を図る。
- 中ノ地区市街地内：あさひ公園、福祉公園等を身近なオープンスペースとして位置づけ、その環境の維持を図るとともに、誘致圏域、規模を勘案した公園の適正配置を検討していく。
- 農村集落地内：既設の農村公園に加えて、その他の集落地においても、コミュニティの交流の場となるオープンスペースを適宜配置する。
- 城山地区：横川城跡を歴史文化とふれあえる場として、環境整備を検討する。

◇防災系統

- 地域全体：水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林を保全する。また、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

◇景観構成系統

- 地域全体：斜面樹林等を保全して、豊かな里山の環境の維持、再生を図る。
- 中ノ地区市街地内：住宅地内に点在する屋敷林等を保全し、緑豊かな市街地環境の育成を図る。

⑥牧園都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■ 都市づくりの基本理念

「豊かな自然と共生し、湧きいでる活力とたすけあいがつくる町ー牧園町」

■ 都市計画の基本方針

- 観光交流を促進する都市づくり
- 定住環境の整った都市づくり
- 住民参加の都市づくり

■ 本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 都市内の緑地又は都市の風致の維持：みやまコンセール周辺の緑地は、観光・文化資源と一体となって保全に努める。また、高千穂地域は、宅地の緑化修景を進める加えて、周辺環境と調和した良好な景観を維持するために、景観条例等を検討していく。
- 優良な農地との健全な調和：関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 災害防止の観点から必要な市街化の抑制：急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。
- 計画的な都市的土地利用の実現：別荘地や集落地は、周辺森林や農地との調和を図りつつ、その居住環境の維持・改善を図る。

②都市施設の整備に関する方針：

- 小谷川、石坂川等の河川は、特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 国立公園地区：霧島山森林生物遺伝資源保全林など、公園内の緑地等貴重な自然資源は保全する。

◇レクリエーション系統

- 地域全体：霧島高原国民休養地、みやまの森運動公園を広域的なレクリエーション施設として、環境の保全と機能強化を図る。
- 高千穂地区：ポケットパークを整備するとともに、二級河川小谷川の親水空間の整備に努める。
- 宿窪田・中津川地区：市街地の整備にあわせ、公園等の適正な配置と整備を検討する。

◇防災系統

- 地域全体：土砂流発生を防止する斜面緑地の保全に努める。

◇景観構成系統

- 高千穂地区：小谷川沿い斜面緑地等を観光、文化施設等と一体となった緑地として保全する。
- 母ヶ野地区：棚田については食糧供給基地としての機能のみならず中山間地域を代表する田園風景を構成していることからその保全に努める。
- 宿窪田地区：本区域の表玄関として、樹林等の保全を図るほか、花の植付け等、観光緑地的な利用を進める。
- 中津川・宿窪田地区：里山景観を形成する樹林地等を保全する。また、新川溪谷沿いの斜面を植林するとともに、景観に配慮し保全する。

⑦隼人都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■都市づくりの基本理念

「人と自然と産業が共生するまち 隼人」

■都市計画の基本方針

- 心豊かな、文化の香り高いまちづくり
- 健康で生きがいのある安心して暮らせるまちづくり
- 豊かな暮らしを支え、活力とにぎわいに満ちたまちづくり
- 魅力ある自然と共生する快適なまちづくり

■本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 都市内の緑地又は都市内の風致の維持：市街地内の良好な樹林地、境内林、公園は住民に身近な自然的環境とうるおいのある都市空間の形成に重要な役割を担っているため、その維持に努める。
- 優良な農地との健全な調和：農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 災害防止の観点から必要な市街地の抑制：急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。また、保安林等に指定されている地区は、その保全を図るとともに市街化を抑制する。
- 自然環境形成の観点から必要な保全：親水性に配慮した河川整備が行われた天降川等は、水質悪化を防止しながら、良好な水環境、自然環境形成に努め、水辺とふれあう場として活用する。

②都市施設の整備に関する方針：

- 天降川等の河川は、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 区域全体：将来の暮らしを安全で快適なものにする緑、水、生態系といった自然環境について、地域の特性に応じ保全を図り、良好な暮らしの実現を目指す。また、身近な自然を維持し、自然と人との間に豊かな交流を保つことにより、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を図る。
- 北西部地域：嘉例川を中心とする北西部の山々は、大気浄化や水源涵養の向上面から大きな役割を担うとともに、鹿児島空港と市街地との緩衝地帯としての機能も担っており、保全に努める。
- 天降川及び堤内地の緑地：天降川は人々にうるおいを与え、自然とふれあえる空間を形成しており、今後もその保全・活用に努める。
- 市街地内の緑地：寺社の緑地や市街地内にある緑地は、その保全に努める。

◇レクリエーション系統

- 区域全体：人口の増加、近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
- 天降川：天降川を軸として、親水機能を活かした公園や運動公園、散策路を整備することにより、住民の生活に密着したレクリエーション活動の基盤の形成に努める。
- 錦江湾沿岸及び海岸部：錦江湾に面する新西浜田や小浜海岸は、海洋性観光レジャーの場として、その活用を検討する。
- 市街地内：市街地においては、住民生活に密着した街区公園や緑地を適切に配置する。また、本区域の文化・歴史施設となる蛭児神社、鹿児島神社、隼人塚史跡公園の各施設を有機的に連絡する散策路の整備を検討し、住民の健康増進と、人々が交流できる空間形成に努める。

◇防災系統

- 区域全体：鉄道、河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
- 北西部地区：本区域の市街地から望める北西部の山々は、四季折々の表情を見せ住民の貴重な財産である。今後、斜面緑地や稜線の自然景観の保全を図る。
- 天降川：親水公園や運動公園等と一体となり、住民にやすらぎを与える景観として保全を図る。

◇景観構成系統

- 市街地内：市街地内に整備された公園や寺社周辺の緑地を保全するとともに、地区の特性に応じて、敷地内の植栽や垣根等について、住民と一体となり緑豊かな都市景観の創造を検討する。

⑧福山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■ 都市づくりの基本理念

「誇りと愛着のもてる自然環境と調和したまち ふくやま」

■ 都市計画の基本方針

- 交流によって活気を感じられるまちづくり
- 水と緑と調和した住みよいまちづくり

■ 本計画に関連する主要な都市計画の決定等の方針

①土地利用に関する方針：

- 優良な農地との健全な調和：鹿児島湾沿いの傾斜地などに広がる優良な農地は、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。
- 災害防止の観点から必要な市街化の抑制：本区域の大部分はシラス土壌であり、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では市街化を抑制する。福山海岸地帯の低地部は、ソフト面での高潮、津波危険地域災害防止対策を講じるとともに、市街化の抑制に努める。また、災害防止に資する保安林等は、その維持・保全を図る。
- 自然環境形成の観点から必要な保全：海岸地帯から続く斜面樹林地は、その自然環境の保全に努める。また、牧之原台地の丘陵地は、水源涵養地であることから、今後ともその保全に努める。

②都市施設の整備に関する方針：

- 河川は、区域の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討し、必要に応じて治水対策上の護岸整備や親水施設整備等を進める。

③自然的環境の整備又は保全に関する方針：

◇環境保全系統

- 海岸地帯はすぐれた自然景観地として、斜面緑地等の保全を図り、高原地帯は優れた景観を有する良好な丘陵地などの保全を図る。また、市街地内の良好な屋敷林、寺社の緑等の保全を図る。

◇レクリエーション系統

- 海岸地帯：福山港周辺を中心に海水浴場や緑地帯などの海洋性レクリエーション機能を配置する。
- 高原地帯：総合運動公園の整備を進め、そこを核とした自然体験型観光ゾーンを配置する。

◇防災系統

- 区域全体：防災対策として避難地、避難路等を配置し、市街地内のオープンスペースの確保を図る。
- 海岸地帯・高原地帯：十分なオープンスペース等の確保に努める。

◇景観構成系統

- 区域全体：海岸地帯から続く斜面緑地、高原地帯の丘陵地などすぐれた自然景観を形成している緑地の保全を図る。また、市街地内に分布する神社・屋敷林等の都市景観に資する緑地の整備保全を図る。
- 海岸地帯：斜面緑地保全を図り、ウォーターフロントの水辺景観と一体となった景観形成を進める。
- 高原地帯：丘陵地の自然環境の保全とともに、自然遊歩道などの整備を進める。

⑨霧島市都市計画マスタープラン

霧島市都市計画マスタープランは、土地利用の規制・誘導や都市施設の整備など、都市づくりを進める上での総合的な指針となるもので、計画の目標年次を平成 32 年とし、平成 22 年 3 月に策定されています。以下に都市計画マスタープランの概要を示します。

◆霧島市都市計画マスタープランの概要

■都市づくりの基本理念

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

■都市の将来像

人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市

■都市づくりの目標

1. 多機能都市

○南九州の交流拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、さらに製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」といった多種多様な機能が調和した、快適で安心・安全な県央地域中核都市づくり

2. 人と自然が輝く都市

○市民と豊かな自然が輝きながら共生し、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくり

3. 人が拓く都市

○市民一人ひとり、市民団体相互が信頼関係を築き、それぞれの立場で行政との協働を進めることにより、市民が主役となった自立性の高いまちづくり

■本計画に関連する都市づくりの分野別方針

1. 土地利用の方針

○市街化を図るエリアと開発を抑制するエリアを明確化し、用途地域内の農地や低・未利用地の利活用を図り、計画的な土地利用の形成を図る。

2. 都市公園・緑地整備の方針

○都市公園・緑地については、緑の基本計画を策定し、これに基づく整備を進める。

○これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提とし、都市公園・緑地の配置状況及び市民の意向把握や、費用対効果を十分に踏まえた上で、整備を推進する。

3. 下水道・河川整備の方針

○市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進める。

○水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進める。

4. 都市環境形成と保全の方針

○自然環境と共生し、未来へ資産を継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進する。

○新エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガスの抑制、リサイクルの推進などにより、持続可能な社会の形成を図る。

5. 都市景観形成の方針

○景観計画の策定や景観上重要な建造物・樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農村景観の保全・創出に向けた施策などを検討し、美しいまちづくりに積極的に取り組む。

⑩霧島市環境基本計画

霧島市環境基本計画は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すもので、計画期間を平成 29 年度までの 10 年間とし、平成 20 年 3 月に策定されました。また、計画策定 5 年後にあたる平成 24 年度においては、当該年度までの進行状況と本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容の一部見直しを行いました。以下に、その概要を示します。

◆霧島市環境基本計画の概要

■環境像 人と環境が共生するまち 霧島
～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

■施策の展開

1. 自然環境

- 山・川・海（自然環境の保全）
- 自然とのふれあい（自然環境の活用）
- 様々な生物（生物多様性の保全）
- 身近な緑（公園等の緑化）
- 未来のために（地球温暖化対策）
- 環境を考える（環境教育・環境学習）

2. 生活環境

- 快適な生活（公害等の防止対策の推進）
- きれいな空気（大気環境の保全）
- きれいな水（生活排水対策）
- 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）
- 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）
- きれいなまち（環境美化活動の促進）

3. 循環型社会

- ごみ問題（循環型社会の形成）
- 一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

■重点施策

1. 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進
2. 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進
3. 新たなエネルギー政策の推進
4. 3Rの推進
5. 環境学習の推進

■本計画に関連する施策とその目標

1. 自然環境

- 山・川・海（自然環境の保全）
 - ・豊かな自然を次世代に引き継ぎます【数値目標：自然環境が保全されていると感じる市民の割合：80%】
- 自然とのふれあい（自然環境の活用）
 - ・身近な自然とのふれあいの場を通して、環境保全意識の向上を図ります【数値目標：樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度：65%】
- 様々な生物（生物多様性の保全）
 - ・野生生物の保護に努め、多様な生物の生息・生育環境を保全します【数値目標：「生物多様性の保全」について知っている市民の割合：75%】
- 身近な緑（公園等の緑化）
 - ・身近な緑を保全し、快適な緑地環境を創出します【数値目標：身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合：65%】
- 未来のために（地球温暖化対策）
 - ・市が率先して温室効果ガスを削減することにより、本市全域が地球温暖化対策に配慮したまちとなることを目指します【数値目標：市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減量を平成 18 年度比で 8%削減】

2. 生活環境

- 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）
 - ・良好な景観や文化財を保全し、美しいまち並みを創出します【数値目標：まち並みのゆとりや美しさに関する満足度：60%】
- きれいなまち（環境美化活動の促進）
 - ・地域の環境美化活動を促進し、潤いと安らぎのある地域環境の創出を目指します【数値目標：美化活動に参加した市民の割合：75%】

⑪旧国分市緑の基本計画

旧国分市緑の基本計画は、旧国分市を計画対象として、合併以前の平成 15 年 3 月に策定されています。目標年次を総合計画との整合性を考慮して平成 22 年度としているが、より長期的な旧国分市の緑のあるべき姿を念頭に置いた計画としています。以下に計画の概要を示します。

◆旧国分市緑の基本計画の概要

■基本理念

『田園と大地、歴史とハイテクが織りなす人と緑の交響都市“こくぶ”』を目指して
～心に響く自然の声豊かな“こくぶ”を後世に！～

■緑の将来像のイメージ

- 1) 海と平野と大地が織りなす国分市固有の立体的な緑のあるまち
- 2) 特有の歴史・文化・風土に培われてきた個性ある都市の緑のあるまち
- 3) まちを包み込む大きな緑とまちなかにちりばめられた小さな緑がネットワークされ、人々が緑と語り遊ぶまち
- 4) 訪れる人を生き活きとしたまちの表情で出迎え、まちの誇りが滲み出る国分の顔があるまち
- 5) 住民とハイテク企業と行政が協働し、パートナーシップで築く未来の花と緑の夢広がるまち

■計画の目標

○緑と歴史の伝承

- ・城山公園周辺と舞鶴城跡周辺地区をシンボル拠点として重点整備を行う。

○ライフスタイルにふさわしい緑空間の創出

- ・住民のニーズに対応したコミュニティ広場を各地区に適切に配置する。
- ・都市計画区域において歩いて利用できる住区基幹公園（街区・近隣・地区）の面積を1人当たり6.0㎡とする（平成14年現在5.12㎡/人）。

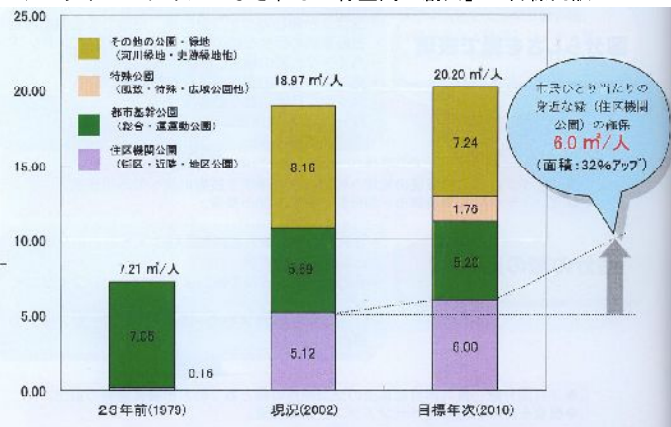
○国分らしさを緑で表現

- ・ハイテク産業の緑環境の地域への還元とハイテク技術の緑への応用促進。
- ・『ハイテク緑水環境都市・国分』の拠点空間の整備。

○国分の緑の顔づくり

- ・J R国分駅、東九州自動車道の交流拠点の緑と彩のお出迎え空間の創出。
- ・拠点を結ぶ軸線のイメージアップ整備の促進。

◆「ライフスタイルにふさわしい緑空間の創出」の目標内訳



◆公園緑地等の整備目標と現況との比較

種別	目標年次						現況					
	用途地域			都市計画区域			用途地域			都市計画区域		
	面積(ha)	人口(人)	1人当たりm²/人	面積(ha)	人口(人)	1人当たりm²/人	面積(ha)	人口(人)	1人当たりm²/人	面積(ha)	人口(人)	1人当たりm²/人
住区基幹公園	18	8,820	2.00	28.5	11,360	2.00	11	7,240	1.85	11	7,240	1.44
近隣公園	3	6,610	1.50	3	8,520	1.50	3	6,240	1.6	3	6,240	1.24
地区公園	2	12,300	2.79	3	14,200	2.50	2	12,300	3.14	2	12,300	2.44
計	23	27,730	6.29	34.8	34,080	6.00	6	25,780	6.59	6	25,780	5.12
都市基幹公園	1	14,200	3.22	1	14,200	2.50	1	13,940	3.56	1	13,940	2.77
運動公園	1	15,340	3.48	1	15,340	2.70	1	14,700	3.76	1	14,700	2.92
計	2	29,540	6.70	2	29,540	5.20	2	28,640	7.32	2	28,640	5.69
基幹公園計	25	57,270	12.99	36.8	63,620	11.20	8	54,420	13.91	8	54,420	10.81
特殊公園	1	2,500	0.57	2	5,000	0.88						
風致公園				1	5,000	0.88						
特殊公園	1	2,500	0.57	2	5,000	0.88						
広域公園												
計	2	2,500	0.57	3	10,000	1.76						
その他公園・緑地	1	3,400	0.77	1	3,400	0.60	1	3,400	0.87	1	3,400	0.68
史跡緑地	1	36,000	8.16	1	36,000	6.34	1	36,000	9.20	1	36,000	7.15
その他緑地	25	0.98	0.22	36	1.70	0.30	25	0.98	0.25	36	1.70	0.34
計	27	40,380	9.16	37	41,100	7.24	26	40,380	10.32	37	41,100	8.16
合計	50	100,150	22.71	73.6	114,720	20.20	34	94,800	24.24	45	95,520	18.96

■計画の基本方針

- 基本方針 1: シラス台地とカルデラ壁の緑と海に囲まれた水と緑と歴史の都市・国分を守り・伝える
- 基本方針 2: 生活に潤いと豊かさを与える生活に密着した利便性高い緑を創造する
- 基本方針 3: 災害から市民を守る緑、災害に強い緑を保全・育成・創造する
- 基本方針 4: まちの中にも緑があふれ、まちと緑が融合した良好な都市環境を創造する
- 基本方針 5: 都市の魅力と国分らしさを表現する緑を創造する
- 基本方針 6: パートナーシップで進める緑あふれるまちづくり

■施策展開の基本方向

1. 台地やカルデラ壁の緑などまちを大きく包み込む太い緑の帯の保全と育成
 - ・①緑の帯の保全・育成、②台地の緑・農地の保全、③間伐材の利用、④森林教室の開催
2. 平野部の広がる田園風景の保全
 - ・①景観に配慮した田園の保全、②生態系に配慮した田園の保全
3. 歴史的拠点とまちなみの保全及び重点的整備
 - ・①城山公園の重点的拠点整備と清水城跡の史跡公園化等の検討による歴史の拠点化、②舞鶴城跡周辺のまちなみの保全と風情の再現、③歴史スポットの再認識と整備
4. 水と緑のネットワークの充実
 - ・①生態系に配慮した水と緑の保全、②人と自然との共生に向けた水と緑のネットワーク、③水の豊かなまちとしての水路のクローズアップ
5. 身近な緑の創出と再生・活用
 - ・①都市公園・ポケットパーク・まちかど広場の整備推進、身近なオープンスペースの確保
6. 多様なニーズに対応でき、身近で気軽に利用できるオープンスペースの充実
 - ・①ニーズの多様化に対応した特色ある公園づくり、②公園の機能の再整理と機能分散・リフレッシュ、③南公園周辺の自然公園化と城山公園との遊歩道ネットワーク、④地域コミュニティに寄与する公園の充実、⑤河川緑地の整備促進、⑥海岸線の魅力向上、⑦公園のバリアフリー化
7. 防災面に配慮した緑の整備
 - ・①防火帯となる緑の保全と創出、②土砂災害などの抑制に繋がる緑の保全・育成、③災害時の利用を前提としたオープンスペースの充実
8. 公共空間・大規模工場・事業所の緑化による良好な都市環境の創出
 - ・①街路樹による都市景観の向上、②公共空間の緑化促進、③豊かな環境に包まれた工場・事業所の創出と都市景観への寄与促進
9. 国分市の土地特性、都市特性を前面に押し出した緑空間の創出
 - ・①台地の緑空間の保全と積極的活用、②史跡・遺跡の保存と活用、③ハイテク産業都市としてのハイテクと緑の融合
10. 国分ならではの都市の緑の玄関口の整備
 - ・①JR国分駅の緑化、②東九州自動車道・国分IC周辺への緑化、③玄関口を結ぶ道路の緑化
11. 民有地の緑のボリュームアップ
 - ・①住宅地・商業地・工業地の緑化
12. 企業メセナによる緑環境の創出
 - ・①企業文化としての緑化の推進、②企業の社会貢献としての緑化基金の創出
13. 緑化に向けた意識の高揚
 - ・①緑化モデル事業の推進、②学校教育における緑化活動の推進、③緑化顕彰制度の充実、④緑に関するイベント・PRの充実、⑤緑の専門家の育成
14. パートナーシップによる緑のまちづくりの推進
 - ・①住民・企業参加による公共の緑づくり、②緑のリサイクル事業の推進、③民有地緑化への助成等の充実、④緑化団体の企業の参画と活動の充実と支援、⑤都市緑化基金の充実

■緑地の系統別配置方針

1. 環境保全系緑の配置方針
 - 都市の骨格の形成、野生動植物との共生も可能な良好な都市環境の形成を目指した緑地のネットワーク化、都市のヒートアイランド化等の環境の形成に資する河川、田園などによるネットワーク化、各地域の特性に応じた緑地の配置等を環境保全系緑の配置方針とする。
2. レクリエーション系緑の配置方針
 - 多様なレクリエーション需要への対応、将来の人口計画に応じた適切な形態及び規模の緑の配置、民間施設の積極的な活用、日常的な健康・運動のための緑の均衡ある配置、公園相互の有機的連携、東西の公園配置のバランス化等をレクリエーション系緑の配置方針とする。
3. 防災系緑の配置方針
 - 地滑り、水害災害、地震災害時における安全性の確保など、災害、工場の騒音・火災等の都市災害の防止のための緑の配置、災害に強い樹林の保全と育成管理、公園・緑地のもつ多様な防災機能が災害時に発揮できるような緑の配置とこれらの適切なネットワークを防災系緑の配置方針とする。
4. 景観構成系緑の配置方針
 - 都市や地域を代表する郷土景観を形成する緑、都市や地域、住区を特色付け、また、文化と一体となった樹林地等、地域的美観向上のための緑、拠点となる緑とそれをネットワークする緑などを適正に保全・創出することを景観構成系緑の配置方針とする。

⑫旧隼人町緑の基本計画

旧隼人町緑の基本計画は、旧隼人町全域（6,649ha）を計画対象として、合併以前の平成16年3月に策定され、計画の目標年次を平成32年としています。以下に計画の概要を示します。

◆旧隼人町緑の基本計画の概要

■緑の将来像

『現在と歴史が緑ととけあう町・隼人』

■基本方針

- 基本方針1：隼人の個性を創出する緑地景観の整備
- 基本方針2：市街地における森と緑の回廊の創出
- 基本方針3：郷土の基盤となる緑資源の保全と活用
- 基本方針4：バランスの良い地区整備の推進
- 基本方針5：緑を通じた地域活動の促進・支援

■計画の目標水準の設定

○将来人口・土地利用フレーム

区分	平成12年	平成22年	平成32年	備考
行政区域人口	36,846	42,000	45,000	
都市計画区域人口	35,000	41,000	44,000	
市街地人口	24,000	29,000	33,000	市街地とは用途地域のこと
行政区域面積	6,649	6,651	6,651	2ha増は隼人港埋立による
都市計画区域面積	5,385	5,387	5,387	
市街地面積	746	901	1,000	市街地とは用途地域のこと

○緑地の確保目標

	平成12年	平成22年	平成32年
行政区域に対する割合	4,630ha	4,647ha	4,754ha
	約70%	約70%	約72%
都市計画区域に対する割合	3,441ha	3,458ha	3,565ha
	約64%	約64%	約66%
市街地に対する割合	8ha	9ha	10ha
	約1%	約1%	約1%

○都市公園の整備目標

	平成12年	平成22年	平成32年
面積 (ha)	10.74	31.23	48.14
1人当たり (㎡/人)	2.9	7.4	10.7

○緑化の目標

・公共施設の緑化：

	現況	目標
主な公共施設の平均緑化率	約22%	30%

- ・街路樹：町木や町花を中心に植栽を進め、できるだけ剪定を行わず、自然の樹形を活かした維持管理を進めていくことを目指す。
- ・民有地：生垣や接道部等といった外から見える部分に対して立体的に緑を育て、録視効果を高めしていくことを目指す。

■緑地の配置方針

1. 環境保全面における緑地の配置方針

- ・①緑の拠点となるような緑地の保全と利活用、②都市環境の向上に役立つ身近な樹林地の保全、③水辺を軸とした自然のネットワークの形成

2. レクリエーション面における緑地の配置方針

- ・①緑のレクリエーション拠点の整備、②地域バランスを考慮した身近な公園の整備、③里山や親水空間等の自然と触れ合う緑地の整備

3. 防災面における緑地の配置方針

- ・①身近なオープンスペースの確保、②自然災害の防止、③公害防止緑地の保全

4. 景観面における緑地の配置方針

- ・①シンボル景観となるような緑地の保全、②田園景観の保全、③緑化の推進による潤いのある市街地空間の創造、④道路や河川、鉄道等の緑化による緑のラインの形成